

＜設問＞

弁護士であるあなたは顧問先の社長さんからメールで相談を受けました。以下のメールを確認のうえ、顧問先の社長さんに返信する文案を作成してください。

仕事として弁護士業を行うからには、受任して報酬をもらわなければ生きていけません。その反面、相談者の経済的メリット・デメリットを無視して受任しようとすると、相談者からの信頼を失いかねません。受任の可否、法的見解、事件の見通し、進行等も含めて回答してください。

弁護士費用は、任意交渉・訴訟（第一審を含む）で着手金30万円、報酬金は経済的利益の18%、強制執行については別途委任契約（別途費用が発生）が必要になります。

なお、本件を受任するように案内する、受任しないように案内するという結論で、合否には影響がないものとします。

令和8年1月20日

●●先生

いつもお世話になっております。

A株式会社の石橋です。

今回は会社のことではなく、個人のことで相談させていただきます。

私個人として私の友人である森田に100万円を貸しました。

契約書はちゃんと作っていますので添付します。

11月までは支払われていたのですが、12月末の支払いがありませんでした。

絶対に返すからと言われて、貸してあげたのに、返済が滞って納得ができません。森田のインスタグラムを見ても、夜な夜な飲み歩いて、遊んでいる様子が投稿されています。それなのに私からの連絡はすべて無視しており、とても腹が立ちます。

このまま森田がのうのうと過ごしているのは納得できないので、森田から金を回収したいです。先生にお願いすることはできますでしょうか。また、費用はどのくらいかかりますか。

ご連絡お待ちしています。

甲株式会社

石橋侑三

添付資料

金銭消費貸借契約書

石橋侑三（以下、「甲」という）と森田翔太郎（以下、「乙」という）は、以下のとおり合意する。

- 1 甲は、乙に対し、本日、100万円を貸渡し、乙はこれを借り受けた。
- 2 乙は、前項の金員を毎月5万円ずつ、令和7年4月から令和8年11月まで毎月末日限り、甲の指定する口座に振込む方法により支払う。振込手数料は乙の負担とする。
- 3 乙が、前項の返済を2回以上怠り、その滞納額が10万円に達したときは、乙は期限の利益を当然に失い、第1項の金員から前項による既払金を控除した残額を直ちに支払う。

令和7年3月10日

甲：石橋侑三 

乙：森田翔太郎 

（※署名捺印がなされているものとする）